

第6号議案

京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正の件

京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例(平成21年京都地方税機構条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 情報公開条例手続等(第19条—第28条)」を「第2款 情報公開条例関係
第3款 議会個人情報保護

手続等(第19条—第28条) に、「(第29条—第31条)」を「(第30条—第32条)」に、「(第32条
条例関係手続(第29条) 」

・第33条)」を「(第33条・第34条)」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 京都地方税機構議会個人情報保護条例(令和5年京都地方税機構条例第 号。以下「議
会個人情報保護条例」という。)第45条第1項

第33条を第34条とする。

第32条の前の見出しを削り、同条を第33条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付
する。

第4章中第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第3章第2節に次の1款を加える。

第3款 議会個人情報保護条例関係手続

(議会個人情報保護条例関係手続)

第29条 前款(第20条を除く。)の規定は、議会個人情報保護条例第45条第1項の規定によ
る諮問に係る調査審議の手続について準用する。この場合において、第21条第1項中「諮
問庁に対し、公文書」とあるのは「議長に対し、議会個人情報保護条例第2条第4項に規
定する保有個人情報(以下「議会保有個人情報」という。))と、「公文書の公開」とある
のは「議会保有個人情報の開示」と、同条第2項中「諮問庁」とあるのは「議長」と、同
条第3項中「諮問庁に対し、公文書に記録されている」とあるのは「議長に対し、議会保
有個人情報に含まれている」と、同条第4項中「諮問庁」とあるのは「議長」と、第24条

中「公文書」とあるのは「議会保有個人情報」と、第26条中「情報公開条例関係手続」とあるのは「第29条に規定する手続」と、第27条中「京都地方税機構情報公開条例第19条第1項」とあるのは「議会個人情報保護条例第45条第1項」と、第28条中「諮問庁」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年京都地方税機構条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条第2項中「第32条」を「第33条」に改める。